

### 第Ⅲ部

## 計画の内容

### 第1章 市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

(1) 子どもを共に育む京都市民憲章の推進	34
(2) 子育て支援ネットワークの充実	37

### 第2章 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

(1) 児童虐待対策の推進	40
(2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉	44
(3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉	49

### 第3章 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

(1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり	54
(2) 子どもの生活環境の整備	66
(3) 子どもの安全な生活が確保されるまちづくり	70
(4) 子育て家庭への経済的な支援	72
(5) 安心して子育てできる保育サービスの充実 (保育計画)	76
(6) ひとり親家庭の自立促進 (ひとり親家庭自立促進計画)	96

### 第4章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり

((1) ~ (5) 母子保健計画)

(1) 思春期のこころとからだの健康づくり	108
(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり	111
(3) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援	116
(4) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実	121
(5) 望ましい食生活を営む力をはぐくむための環境づくり	125

### 第5章 次代を担う子どもたちが心豊かに生きる力をはぐくむことができるまちづくり

(1) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成による生きる力をはぐくむ教育環境づくり	132
(2) 子どもの健全育成のための環境づくり、放課後の子どもたちの居場所づくり	149
(3) 青少年の自主性と創造力をはぐくむまちづくり	154

【数値目標設定事業】 ..... 156

【子どもと家庭を取り巻く状況と「京都市未来こどもプラン」の構成】 ..... 157

【「前プラン」と「京都市未来こどもプラン」の施策構成の比較】 ..... 158

注：施策・取組の表記について (P.36 ~ 155)

新規： 前プランに掲げていなかったもの

新規(推進中)：前プランに掲げていなかったが、計画期間中(2005(平成17)~2009(平成21)年度)に新たに実施を開始しているもの

## 第1章 市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

### (1) 子どもを共に育む京都市民憲章の推進

**子どもと共に育む京都市民憲章**

子どもたちの今と未来のため、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範としての市民憲章



わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、ほ しか、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちおいくち、きずなを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

平成 19 年 2 月 5 日（育児ニコニコ笑顔の日）制定  
同年 3 月 13 日京都市会が「子どもと共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議



## 制定の経緯

京都のまちは、地蔵盆や各地域の祭り、伝統行事に象徴されるように、子どもを大切にする文化を誇りとし、また、全国に先駆けて小学校を創設し、地域住民が運営に参画するなど、地域社会を基盤にした子育てと人づくりを担う自治の精神に満ちた輝かしい伝統を有しています。

そうした精神と社会の在り様は、子どもに社会の一員として愛される喜びと愛することの大切さを教え、共に生きるうえでの規律、支え合い、育ち合いの姿勢を自然と学ばせ、身につける役割を担ってきました。

しかし、現代社会において、急速な情報化に加えて、物質的な豊かさや利便性があまりにも優先され、家庭での親子、更に兄弟姉妹や祖父母、地域での人と人とのふれあいやつながりといった、子どもの健やかな育ちに大切な力が失われつつあります。

さらに、子どもの命が粗末に扱われたり、子ども自身が自尊感情を持てず、命を軽視してしまう現実を前に、改めて京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかに育むため、市民の心意気を行動で示すことが緊急の課題となっています。

こうした状況のもと、2006（平成18）年6月には「人づくり21世紀委員会からの提言」が提出されるなど、子どもの命と健やかな成長を最優先させるため、今、大人として何をなすべきかを共に考え行動する市民の輪が広がってきたことを受け、児童虐待等の様々な子どもの問題に取り組んできた京都子どもネットワーク連絡会議とも連携し、親として市民として、更には企業としての行動の在り方を具体化する「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定する運びとなつたものです。



市内4会場で活発な議論が  
交わされた「意見交流会」  
(平成18年11月10, 13, 14, 15日)



市民ぐるみで実践を誓い合った  
「憲章制定記念の集い」  
(平成19年2月24日)

## 現状と課題

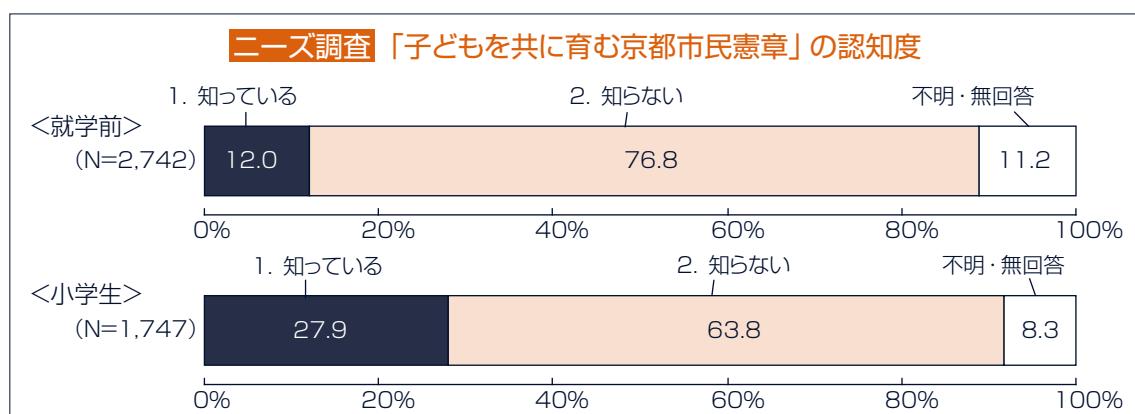
少子高齢化を背景に、地域や家庭の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は著しく複雑かつ多様化しており、児童虐待をはじめとして子どもたちの人権が尊重されず、また、子ども自身が自尊感情を持てず、命を軽視する傾向があります。さらに、利便性や利益を優先する社会風潮は、健やかな子どもの育ちに弊害も及ぼしています。こうした状況に対応していくためには、親自身が親としての自覚を持つとともに、地域で子育てを支えあう風土づくりを進めることが重要となります。

そこで、京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかにはぐくむため、市民の心意気を行動で示すことが必要であり、このような状況を背景

に、親として市民として、更には企業として、行動のあり方を具体化する「子どもと共に育む京都市民憲章」が2007（平成19）年2月5日に制定されました。

制定から約3年の間、様々な市民活動が実践されており、着実に市民の行動の輪は広がりをみせてきています。しかし、今回のニーズ調査結果によると、憲章の存在自体を知らない市民が、就学前の保護者で77%、小学生の保護者で64%となっており、まだまだ一人一人の市民にまで浸透していないのが現状といえます。一方で、憲章を知らない方でも、半数以上が「今後、（憲章を）実践したいと思う」と回答しており、憲章の認知度が高まれば、行動の実践の輪も拡大していくことが期待されます。

「子どもと共に育む京都市民憲章」は、京都市の子どもにかかわる施策の根幹の理念となるものであり、施策推進に際しては常に念頭に置かれるべき存在です。この憲章が市民に定着し、共感と行動の輪が更に広がるよう推進していくことが必要です。



### 施策を展開する今後の方向性

「子どもと共に育む京都市民憲章」は、その理念に共感した市民一人一人、さらには、様々な団体などの自発的な行動につながってこそ、意義があります。そのために、憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、家庭、地域、学校、企業、行政など、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がっていくよう施策を展開します。

また、「子どもと共に育む京都市民憲章」の理念を京都市の施策展開に着実に反映させます。

**【施策・主な取組】** (000=重点施策, 000=推進施策)

#### 001 「子どもと共に育む京都市民憲章」の普及促進 新規（推進中）

憲章の理念に通じる実践行動の輪をより一層大きなものとするため、全庁を挙げての取組はもとより、市民団体等にも協調を働きかけ、市民と行政が協働して、より一層の普及促進に取り組みます。

＜保健福祉局、教育委員会、全局・区＞

#### 002 「子どもと共に育む京都市民憲章」を推進する条例の制定 新規

憲章のより一層の推進を図るため、条例を制定します。

＜保健福祉局、教育委員会＞

## (2) 子育て支援ネットワークの充実

### 現状と課題

京都市では、市民と行政が一体となって子育てを支えるため、全市レベル・行政区レベル・身近な地域レベルの三層からなる「子どもネットワーク」を構築しています。

全市レベルでは、児童福祉センターをはじめとする子育て支援の中核機関が、それぞれの専門性を生かした取組を進めているほか、現在、子育てにかかる団体、機関、行政など合計78機関の参加を得て、京都子どもネットワーク連絡会議を設置し、新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」の進ちょく管理や、子どもと家庭に関する全市的課題について取り組んでいます。

行政区レベルにおいては、2005(平成17)年度に、「子ども支援センター」に地域活動員(育児支援担当)を新たに配置して、要保護児童への支援体制を強化しました。また、2006(平成18)年度には、全行政区に地域ネットワーク(子育て支援調整会議)の設置が完了しています。現在は、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、多様な関係機関との連携・協働に基づく、地域における子どもと家庭への支援を目指しています。「子ども支援センター」は、各行政区における要保護児童対策・健全育成対策など、幅広く関係機関の連絡・調整を行っています。また、保健センターについては、地域の母子保健事業の中核機関として「要保護児童対策地域協議会」に参画しており、それぞれ重要な役割を果しています。

身近な地域レベルにおいては、保育所や児童館を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て相談や講座、地域交流事業をはじめとする各種事業の展開を図っています。指定箇所数は、175箇所になる予定であり、身近な地域における子育て支援の拠点としての役割を担っています。

### (子どもネットワーク)

全市 レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育て支援の中核機関 児童福祉センター、こどもみらい館、こども相談センターパトナ、京(みやこ)あんしんこども館が、総合的かつ専門的な機能を活かして事業を推進している。</li> <li>■ 京都子どもネットワーク連絡会議 子どもと家庭にかかる行政、民間の関係機関・団体等で設置(1997(平成9)年12月)。子育て支援を総合的に推進するために協議、連絡調整を図っている。</li> </ul>
行政区 レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども支援センター(福祉事務所) 行政区での子育て支援ネットワークの拠点として設置(1999(平成11)年9月)。子育てに関する総合相談・情報発信、区域内の関係機関のネットワークづくり(=子育て支援調整会議)等を実施している。</li> <li>■ 保健センター 行政区で妊娠ー出産ー育児期に至るライフサイクルに応じ母子保健施策を推進する拠点として、医療機関等の関係機関とも連携し、各種母子保健事業を実施している。</li> <li>■ 子育て支援調整会議 区域内の子どもにかかる関係機関・団体等で設置(2006(平成18)年度全区・支所設置完了)。地域における児童問題の把握や情報交換等を行っている。</li> </ul>
身近な地域 レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域子育て支援ステーション(平成21年11月1日現在、174箇所) 保育所や児童館を身近な地域における子育て支援の拠点として指定(1998(平成10)年5月から)。子育て相談や講座、子育て情報の収集・発信、地域交流事業等を展開している。</li> </ul>

また、近年、子どもや子育てにかかわるネットワークや連携組織が構築され、様々な取組が行われています。特に、学校・家庭・地域の連携によって子どもたちのために何ができるのかを考え・行動する「人づくり21世紀委員会」については、それぞれの地域において子どもの育成を考えるうえで大きな役割を果しています。近年、人づくり21世紀委員会が取り組んでいる「薬物」「エイズ」「虐待」「携帯電話・インターネットの弊害」などへの取組は、「子どもを共に育む京都市民憲章」制定の契機となり、また、その後、2007（平成19）年度には「携帯電話へのフィルタリング設定の義務化と有害情報発信に対する規制強化」の国会への請願署名活動を行うなど、全国をリードする取組として注目されています。

それぞれのネットワークには、それぞれに目的や意義があり、目的の達成に向けて独自の取組を進めていくことで成果を挙げています。しかし、同じ子育てを支え合うこれらの取組が、今後一層連携・共同の取組を進めることにより、より広範な機関や人がかかわる効果的な取組へと発展させることが可能となり、全市的な子育て支援の風土づくりにつなげていくことができます。

京都は、古くから住民が培ってきた自治の伝統が息づくまちであり、自治会、社会福祉協議会、民生児童委員会などの地域団体が、地元に根差して主体的に協力し、共同の活動がなされており、これらの団体が主催する「子育てサロン」活動も活発化しつつあります。開かれた学校づくりや、地域ぐるみの教育が推進されている中で、PTAや地域団体などによる学校を拠点とした活動も展開されています。このような様々な自主的な活動が継続し発展し、さらに、互いの連携や協働がなされた時、大きな効果が發揮されると期待できます。

## 施策を展開する今後の方向性

子育て支援に関連するネットワークが連携することで、それぞれの取組を円滑で効果的なものにするとともに、保健・福祉・教育等の枠組みを越えた共同の取組を展開し、「子育て“きょうかん”都市・京都」の創造のため、全市的な子育て支援の風土づくりにつなげていきます。

子育て支援の風土づくり、子育てを支え合う地域社会の構築を目指すうえで、「子どもネットワーク」の果たす役割は重要です。今後も、「子どもネットワーク」が核となり、身近な地域・行政区・全市レベルの子育て支援機関がそれぞれ連携できる体制を確立し、かつ市民・民間の関係機関・団体が連携してネットワークを強化・発展させるよう努めます。

また、妊娠から出産、そして子どもの成長や発達に応じた子育ての段階ごとに、切れ目のない連携を深め、情報共有と役割分担の明確化を推進していきます。

特に、身近な地域での子育て支援活動の広がりにより、地域の人々が子どもや子育て親子を温かく見守り・自覚を促し・共に支える、子育てしやすい地域の土壤を作り出していくことが重要です。また、様々な児童問題に対し、身近なところで、より迅速で的確な支援に結びつく体制の構築に努めます。

**【施策・主な取組】** (000=重点施策, 000=推進施策)

### 003 子育て支援の中核機関の新設と連携強化

子育てにかかわる総合的かつ専門的な機能を有する子育て支援機関の新設及び地域の関係機関との連携を強化します。

<保健福祉局、教育委員会>

【中核機関】 ◇児童福祉センター

- ◇第2児童福祉センター(仮称)<新設> [新規] 再掲(P.43)
- ◇子育て支援総合センターこどもみらい館
- ◇教育相談総合センター(こども相談センター・パトナ)
- ◇子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ)あんしんこども館」再掲(P.123)

### 004 子ども支援センターの機能強化

「子どもネットワーク」における行政区レベルの子育て支援拠点として、児童相談所、保健センター、保育所、児童館、小・中学校、主任児童委員等をはじめとした子どもにかかわる関係機関との連携を深め、区域内のネットワークの充実に努めます。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇子育て支援調整会議の開催

- ◇子ども支援センター職員の専門性の向上
- ◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲(P.56)
- ◇要保護児童対策地域協議会の設置 [新規(推進中)] 再掲(P.43)

### 005 地域子育て支援ステーション事業の実施

「子どもネットワーク」における身近な地域の子育て支援拠点として、子育て相談や各種講座、子育て情報の収集・発信等を実施します。

<保健福祉局>

